

京急プレミアムポイント（MUF Gカード）特約

（2025年8月1日改定）

第1条（本特約）

1. 本特約は、次条第1項に定めるクレジットカード（以下「本カード」といいます。）の会員に対し、「MUF Gカード個人会員規約」（以下「会員規約」といいます。）の特約として定めるものであり、本特約と会員規約とが抵触する場合、本特約が優先し適用されるものとします。
2. 本特約で使用する用語の定義は、本特約で特に定義する場合を除き、会員規約の定義によるものとします。

第2条（本カードの名称と入会方法）

1. 本カードは、三菱UFJニコス株式会社（以下「三菱UFJニコス」といいます。）と京浜急行電鉄株式会社（以下「京浜急行電鉄」といいます。）との提携にもとづき、三菱UFJニコスが発行する次のクレジットカードをいいます。

●京急プレミアムポイントゴールド HANEDA AIRPORT PLUS

2. 入会申込者は、本特約、会員規約、京浜急行電鉄が別途定める「京急プレミアムポイント規約」および「京急プレミアムポイント クレジット会員特約 [MUF Gカード]」（以下これらを総称し「本規約等」といいます。）を承諾のうえ、三菱UFJニコスおよび京浜急行電鉄（以下「両者」といいます。）に入会を申込みものとします。
3. 両者が本カードの本会員または家族会員として入会を承認した方を会員といい、会員は、三菱UFJニコスの会員資格（以下「三菱UFJニコス会員資格」といいます。）と京浜急行電鉄の会員資格（以下「京浜急行電鉄会員資格」といいます。）を有するものとします。

第3条（会員資格取消等）

1. 会員が京浜急行電鉄の提供する特典・サービスを受けるにあたり不正行為を行う等京浜急行電鉄会員資格を有するに不相当であると認められた場合、京浜急行電鉄は、何らの通知、催告を要しないで当該会員の京浜急行電鉄会員資格を取消することができるものとします。これにより本会員が京浜急行電鉄会員資格を喪失した場合、その家族会員も当然に京浜急行電鉄会員資格を喪失するものとします。
2. 会員が京浜急行電鉄会員資格を喪失した場合、三菱UFJニコスは、当該会員の三菱UFJニコス会員資格を取消することができるものとします。
3. 会員が三菱UFJニコス会員資格を喪失した場合、京浜急行電鉄会員資格も当然に喪失するものとします。
4. 会員が三菱UFJニコス会員資格を喪失した場合、京浜急行電鉄または三菱UFJニコスの指示に従って、ただちに本カードを三菱UFJニコスに返却し、または本カードに切り込みを入れて破棄するものとします。

第4条（特典およびサービスの利用）

1. 会員は、三菱UFJニコスが提供する特典およびサービスを受ける場合、三菱UFJニコス所定の方法でその提供を受けるものとします。
2. 会員は、京浜急行電鉄が提供する特典およびサービスを受ける場合、京浜急行電鉄所定の方法でその提供を受けるものとします。

第5条（適用除外）

会員規約中の次の規定は適用されないものとします。

・Mastercard (R) ブランドに関する規定

第6条 (年会費)

本カードの年会費は、以下のとおりとします。

	ゴールド会員
本会員	2,095 円*1
家族会員	1 名様は無料。 2 名様以上の場合、2 人目より 1 名様につき 440 円*2

* 1 本カードの場合、本会員の入会初年度の年会費は無料とします。

* 2 家族会員の年会費は、本会員の年会費請求月にあわせての請求となります。なお、家族会員の年会費は、家族会員として入会後から本会員の年会費請求月までの間は生じないものとします。

第7条 (本特約の改定など)

1. 京浜急行電鉄と三菱UFJニコスが双方合意した以下の場合に、本特約を変更することができます。
 - (1) 本特約の変更が、会員の一般の利益に適合するとき。
 - (2) 本特約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
2. 両者は前項による本特約の変更にあたり、事前に、本特約を変更する旨、変更内容およびその効力発生時期をホームページ(京急プレミアポイント web)に公表する方法その他両者が適切と考える方法により、会員に周知いたします。

【お問い合わせ】

本特約についてのお問い合わせ、ご相談は京浜急行電鉄株式会社 京急プレミアポイント事務局までご連絡ください。